

## ふくしまサテライトオフィス開設支援補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、ふくしまサテライトオフィス開設支援事業補助金の運用について、ふくしまサテライトオフィス開設支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するところによるほか、必要な事項を定めるものである。

### (補助対象者)

第2条 交付要綱第3条第1項第1号に規定する要件について、グループ会社など資本関係や業務提携関係等がある法人が福島県内に拠点を有している場合であっても、申請（所属）する法人が要件を満たしていれば同号を満たしていると見なす。

### (事業期間)

第3条 本補助金の事業期間は、事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。

### (補助対象経費)

第4条 交付要綱第4条別表第1で規定する補助対象経費の主な内容は、次のとおりとする。

補助対象経費		内容
区分	経費区分	
1 改修費	(1) 工事費	施設の整備・改修等の本体工事に要する経費
	(2) 調査設計費	施設の整備・改修等の設計業務に要する経費
2 設備費	(1) 設備費	テレワーク環境を整備するために必要な備品購入に要する経費 ・ ICT 機器（パソコン、プリンター、周辺機器等） ・ テレビ会議システム ・ プロジェクター、スクリーン ・ 電話、FAX ・ 什器（机、椅子、キャビネット等）（※ICT 機器等の設置やテレワーク業務に必要なものに限る。）
3 事業運営費	(1) オフィスの賃料	サテライトオフィスの賃貸等に要する経費（※補助対象期間内に限る。ただし、管理費や共益費は含むが、敷金、礼金、保証金、仲介手数料は含まない。）
	(2) 消耗品費	テレワーク環境を整備するために必要な消耗品購入に要する経費（※設備費のうち税込価格 10 万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの及び運営開始時に必要最低限なものに限る。） ・ ウイルス対策ソフトや業務用ソフトウェア等

	(3) 使用料及び 賃借料	テレワーク環境を整備するために必要な備品等の レンタル・リースに要する経費 ・ ICT 機器等 ・ ウイルス対策ソフトウェアや業務用ソフトウェア 等 (※レンタル・リースの期間は、補助事業期間内 に限る。)
	(4) 委託料	テレワーク環境を整備するために必要な設備設置 に係る付帯工事以外で行う外注費

#### 附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。